(工事請負契約用)

豊川市公契約条例に関するお知らせ

契約案件名	
履行場所	
履行期間	

この工事は、豊川市公契約条例が適用され、豊川市が定める労働報酬下限額以上の賃金 を適用労働者に支払うことが規定されています。また、受注者に雇用される労働者に関す る労働環境確認書が市に提出されています。

(1) 適用される労働者

- ・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等)
- ・自らが提供する役務の対価を得るため、事業者との請負の契約により適用となる契約 に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方)

(2) 適用されない労働者

- ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
- ・労働基準法第9条に規定する労働者でない者(ボランティア、会社役員等)
- ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(使用者が都道府県 労働局長の許可を受けている者に限る。)
- ・適用となる契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者)
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
- ・適用となる契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

(3) 労働報酬下限額

適用労働者に支払われるべき1時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

労働報酬下限額 別表のとおり

(4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、市長又は事業所に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

	申出先	住所	連絡先
受注者 (請負者)			
下請負者			
発注者	豊川市役所総務部 契約検査課	〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2178

※受注者・・・公契約を締結する者をいう。

※下請負者・・・下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者、その他市 以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者

周知様式例

(工事請負契約用) 別表

- □□○○年度 労働報酬下限額
 - (□□○○年○○月○○日以降に公告その他の申込の誘引を行う公契約について適用)

工事請負契約

(単位:円/1時間当たり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	0, 000	27	普通船員	0, 000
02	普通作業員	0, 000	28	潜水士	0, 000
03	軽作業員	0, 000	29	潜水連絡員	0, 000
04	造園工	0, 000	30	潜水送気員	0, 000
05	法面工	0, 000	31	山林砂防工	0, 000
06	とびエ	0, 000	32	軌道工	0, 000
07	石工	0, 000	33	型わく工	0, 000
08	ブロック工	0, 000	34	大工	0, 000
09	電工	0, 000	35	左官	0, 000
10	鉄筋工	0, 000	36	配管工	0, 000
11	鉄骨工	0, 000	37	はつり工	0, 000
12	塗装工	0, 000	38	防水工	0, 000
13	溶接工	0, 000	39	板金工	0, 000
14	運転手 (特殊)	0, 000	40	タイル工	0, 000
15	運転手 (一般)	0, 000	41	サッシエ	0, 000
16	潜かん工	0, 000	42	屋根ふき工	0, 000
17	潜かん世話役	0, 000	43	内装工	0, 000
18	さく岩工	0, 000	44	ガラスエ	0, 000
19	トンネル特殊工	0, 000	45	建具工	0, 000
20	トンネル作業員	0, 000	46	ダクトエ	0, 000
21	トンネル世話役	0, 000	47	保温工	0, 000
22	橋りょう特殊工	0, 000	48	建築ブロック工	0, 000
23	橋りょう塗装工	0, 000	49	設備機械工	0, 000
24	橋りょう世話役	0, 000	50	交通誘導警備員A	0, 000
25	土木一般世話役	0, 000	51	交通誘導警備員B	0, 000
26	高級船員	0, 000			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意のもと、 見習い、手元等として使用者が判断する者については、<u>〇〇〇円と</u>する。

(業務委託契約、指定管理協定用)

豊川市公契約条例に関するお知らせ

契約案件名又は協定名	
履行場所	
履行期間	

この業務は、豊川市公契約条例が適用され、豊川市が定める労働報酬下限額以上の賃金 を適用労働者に支払うことが規定されています。また、受注者に雇用される労働者に関す る労働環境確認書が市に提出されています。

(1) 適用される労働者

・事業者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等)

(2) 適用されない労働者

- ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
- ・労働基準法第9条に規定する労働者でない者(ボランティア、会社役員等)
- ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(使用者が都道府県 労働局長の許可を受けている者に限る。)
- ・適用となる契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者)
- ・適用となる契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

(3) 労働報酬下限額

適用労働者に支払われるべき1時間当たりの賃金の下限額を「労働報酬下限額」といいます。

(4) 申出をする場合の申出先

適用労働者は、労働環境に関する事実について、市長又は事業所に申し出ることができます。なお、当該申出をしたことを理由として、不利益な取扱いは受けません。

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	申出先	住所	連絡先
受注者 (請負者)			
下請負者等			
発注者	豊川市役所総務部 契約検査課	〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2178

- ※受注者・・・公契約を受注した者をいう。
- ※下請負者等・・・次に掲げる者をいう。
 - ①下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者、その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者又は受託する者
 - ②受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者